

令和 8 年度 9 月補正予算提案理由及び補正概要

議案第 5 号

令和 8 年度四街道市一般会計補正予算（第 3 号）

本案は、令和 8 年度四街道市一般会計予算について補正する必要があるため、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するものであります。

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 855,014 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,973,959 千円とするものであります。

継続費については、健康よっかいどう 21 プラン推進事業（第 3 次健康よっかいどう 21 プラン策定業務委託）を追加するものであります。

繰越明許費については、橋梁長寿命化等対策事業を追加するものであります。

債務負担行為については、議会だより印刷製本委託ほか 53 件を追加するものであります。

議案第 6 号

令和 8 年度四街道市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

本案は、令和 8 年度四街道市国民健康保険特別会計予算について補正する必要があるため、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するものであります。

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 209 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,322,223 千円とするものであります。

債務負担行為については、レセプト等点検業務委託ほか 5 件を設定するものであります。

議案第 7 号

令和 8 年度四街道市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

本案は、令和 8 年度四街道市介護保険特別会計予算について補正する必要があるため、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するものであります。

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 372,980 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,110,712 千円とするものであります。

議案第 8 号

令和 8 年度四街道市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

本案は、令和 8 年度四街道市後期高齢者医療特別会計予算について補正する必要性が生じたため、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するものであります。

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 585 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,289,585 千円とするものであります。